

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月11日
【発行者名】	産業ファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 倉都 康行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 執行役員 インダストリアル本部長 上田 英彦
【電話番号】	03-5293-7091
【届出の対象とした募集内国投資証券 に係る投資法人の名称】	産業ファンド投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 325,758,300円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月29日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2019年12月11日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当口数		2,100口	
払込金額		328,826,400円	
割当予定先の 内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 森田 敏夫	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社100%	
本投資法人との 関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (2019年7月31日現在)	164口
	取引関係	国内募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。以下同じです。）の共同主幹事会社です。	
	人的関係	-	
本投資口の保有に関する事項		-	

(注) 払込金額は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当口数		2,100口	
払込金額		325,758,300円	
割当予定先の 内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 森田 敏夫	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社100%	
本投資法人との 関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (2019年7月31日現在)	164口
	取引関係	国内募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。以下同じです。）の共同主幹事会社です。	
	人的関係	-	
本投資口の保有に関する事項		-	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

328,826,400円

(注) 上記の発行価額の総額は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

325,758,300円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2019年12月11日（水）から2019年12月17日（火）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に国内募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

155,123円

(注) 発行価格は、2019年12月11日（水）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定されました。

(15) 【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当における手取金上限328,826,400円については、本第三者割当と同日付をもって決議された国内募集における手取金6,404,285,600円及び海外募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。）における手取金上限6,733,112,000円と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。

(注) 上記の各手取金は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

本第三者割当における手取金上限325,758,300円については、本第三者割当と同日付をもって決議された国内募集における手取金6,344,530,700円及び海外募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。）における手取金上限6,670,289,000円と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

< 訂正前 >

（前略）

国内募集及び海外募集（以下併せて「本募集」といいます。）の総発行数は83,900口であり、国内募集における発行数は40,900口を目処とし、海外募集における発行数は43,000口（海外引受会社（Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited及びCitigroup Global Markets Limitedを共同主幹事会社とする海外引受会社を意味します。以下同じです。）の買取引受けの対象口数40,900口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数2,100口）を目処として募集を行いますが、その最終的な内訳は総発行数83,900口の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。また、国内募集における発行価額の総額は6,404,285,600円(注1)であり、海外募集における発行価額の総額は6,733,112,000円(注2)です。

（中略）

(注1) 国内募集における発行価額の総額は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(注2) 海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の全てが行使された場合の上限金額です。海外募集における発行価額の総額は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、本投資法人が既に発行した本投資口及び本募集における本投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

< 訂正後 >

（前略）

国内募集及び海外募集（以下併せて「本募集」といいます。）の総発行数は83,900口であり、国内募集における発行数は40,900口であり、海外募集における発行数は43,000口（海外引受会社（Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited及びCitigroup Global Markets Limitedを共同主幹事会社とする海外引受会社を意味します。以下同じです。）の買取引受けの対象口数40,900口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数2,100口）です。また、国内募集における発行価額の総額は6,344,530,700円であり、海外募集における発行価額の総額は6,670,289,000円(注)です。

（中略）

(注) 海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の全てが行使された場合の上限金額です。

(注1)の全文及び(注2)の番号削除

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

- (1) 本投資法人は、2019年11月29日（金）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、国内募集及び海外募集を決議していますが、国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内募集とは別に、野村證券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から2,100口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年1月8日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

- (1) 本投資法人は、2019年11月29日（金）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、国内募集及び海外募集を決議していますが、国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内募集とは別に、野村證券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から借り入れる本投資口2,100口の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、2019年12月14日（土）から2020年1月8日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）